

介護休業手当金について

(1) 支給要件

ア 組合員が要介護家族等を介護するために介護休暇を取得し、給料の全部又は一部が支給されないとき。

(ア) 介護休暇

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 61 条第 6 項において準用する同条第 3 項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介護するための休暇であって、任命権者又はその委任を受けた者の承認を受けたものであること。

(イ) 要介護状態

負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上にわたり、日常生活を営むのに支障があり、介護を必要とする状態をいいます。

(ウ) 要介護家族等

- a 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹
- b その他主務省令で定める者（組合員と同居要件あり）
父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子

(2) 支給期間

介護を必要とする一の継続する状態（介護を必要とする状態が発生してから終息するまで）ごとに、介護休暇の日数を通算して 66 日。

(3) 支給額

ア 1 日につき標準報酬日額の 67/100

標準報酬月額×1/22=標準報酬日額（5 円未満切捨て 5 円以上 10 円未満は 10 円に切り上げ）

標準報酬日額×67/100=給付日額（円未満切捨て）

給付日額×給付日数=介護休業手当金給付額

イ 給付上限相当額

支給金額が次の給付上限相当額を超える場合は、当該給付上限額となります。

（給付率 67%）

期 間	給付上限相当額
令和 4 年 8 月～令和 5 年 7 月まで	15,266 円
令和 5 年 8 月～令和 6 年 7 月まで	15,513 円
令和 6 年 8 月～令和 7 年 7 月まで	15,778 円
令和 7 年 8 月以降	16,207 円

ウ 留意事項

(ア) 給付日数は、介護休暇日数（土・日曜日は除く）であり、時間単位で介護休暇を取得した場合は、介護休業手当金は支給されません。

(イ) 祝日・指定日等については、通常の場合給料が減額されないため、支給対象外同様の取扱いとなります。

ただし、変則勤務の所属所で勤務である祝日等に介護休暇を取得したことにより給料が減額された場合は、介護休業手当金は支給されます。

(4) 報酬との調整

介護休業手当金は、その支給期間に係る報酬の全部又は一部が支給される場合、当該介護休業手当金の日額として算定された金額から当該介護休業手当金の支給対象日について受ける報酬に相当する金額を差し引いた金額を支給。

(5) 請求方法

介護休業手当金の請求をする場合は、各月を単位として請求してください。

ア 提出書類

(ア) 介護休業手当金請求書（所属所長の確認印があるもの）（イ）給与報酬支給額証明書（給付様式第 10-10-4 号）

(ウ) 出勤簿（写し）（所属所長の原本証明があるもの）

(エ) 介護休暇申請簿（写し）（所属所長の原本証明があるもの）

ただし、管理事務トータルシステムでサービス管理を行っている所属（神奈川県機関等）では、システムから出力した出勤簿、介護休暇申請簿を原本として扱うため、(ウ) (エ) については所属所長の原本証明は不要です。

(オ) 介護休暇申請簿（写し）に「要介護者の状態及び具体的な介護の内容」の記載がない場合は内容が記載されている書類の提出が必要。（所属所長の原本証明があるもの）

イ 雇用保険加入組合員について

雇用保険加入組合員は、雇用保険法の規定による育児・介護休業給付金を受けることができるため、ハローワークへお問合せください。